

ヤミ採用!?特定企業からの派遣人材人件費をキックバック

令和 6 年度生駒市一般会計予算 ①



総額約 470 億円の過去最大規模の予算額となった令和 6 年度生駒市一般会計予算は 3 月 22 日の本会議で可決しました。

定額減税による税収減も見込まれ、実施事業も金額も精査されなければいけません。マルシェなど官が行うべき事業として疑義があるものや大阪万博関連負担金など費用対効果が見込めないものが計上されていることに加え、観光費において特定の企業からの派遣社員の人件費を市が負担する費用が計上されていたことから、制度に基づかない職員の登用を行うのは問題があると塩見は反対しました。

■令和 6 年度生駒市一般会計予算の採決結果 (吉村議長は採決に加わらず。敬称略。)

賛成 18	福中・白本・片山・改正・森・橋本 (以上 凛翔絆)、恵比須・成田・山下 (以上 生駒市議会公明党)、梶井・辰巳・芦谷 (以上 日本維新の会)、伊木・神山・加藤・中嶋・中尾・高杉 (以上 無会派)
反対 3	浜田・竹内 (以上 日本共産党)、塩見 (無会派)

不自由な労働者派遣契約

市の答弁によると、生駒市の観光振興室に近鉄グループホールディングスから観光分野の専門人材を派遣してもらい、給与等は近鉄から直接支払われるものの、その人件費相当額を市が全額、近鉄に負担金として支払うとのこと。

しかし、労働者派遣契約の場合、市に指

揮命令権はないため、契約書に記載のないことは指示できません。市の任期付職員として採用した方が勝手はいいはず。

特定の企業人材を市負担で受け入れる異常

下表のように国やいくつかの自治体では民間企業人材を企業に籍を残しながら一定期間職員として任用したり、研修員として

出向させたりするしくみを整えています。いずれも派遣元企業を特定せず、また府省や自治体と契約、補助関係にないことを受入れ条件にしたり、企業と関係性の深い部署への従事を制限したりするなど、公平性、公正性の確保に努めています。ところが生駒市は、当該企業と業務上関係性の深い部署に受け入れるとのことであり、癒着を招きかねません。

■国や自治体による民間企業人材の受入れ方法

受入れ自治体	生駒市	国	東京都・大阪府	成田市	368市町村 ※令和4年度実績
根拠規定・制度	不明	国と民間企業との間の人事交流に関する法律	■企業等職員受入れ研修要綱(東京都) ■民間企業との人事交流(交流派遣研修)に関する要綱(大阪府)	国家戦略特区※(成田市) ※特定の分野に限定して規制緩和などを行うために国が定める区域	地域活性化起業人制度(総務省)
受入れ方法	派遣元企業を近畿日本ツーリスト※に特定したうえで商工観光課への派遣を協議。 ※情報公開請求の結果、具体的に近畿日本ツーリストと判明。	公募。受入府省が企業と協議の上、策定した計画を人事院が認定。労働契約を締結。	随時事前相談の上、企業が応募。受入局が決定し、協定締結。(東京都) 企業から推薦のあった者を所属長と人事課で協議の上決定し、協定締結。(大阪府)	「地方公共団体と空港会社等との間の人事交流に係る特例」に基づく空港関連企業との人事交流。	派遣元企業と受入れ自治体間で協定書案を作成し、総務省が確認後、協定締結。
相手先企業・社員	近畿日本ツーリストの30代後半～40代の職員を想定	企業は特定せず。(受入れ制限※あり。) ※民間企業又は役員が、業務に係る刑事事件で起訴された場合、業務停止命令、課徴金納付命令等の不利益処分を受けた場合は不可。 ※許認可権限を有する部署への受入れ、一定以上の契約関係にある企業の受入れは不可。 ※同一企業による同一課への派遣は3回まで。	企業は特定せず。(受入れ制限※あり。) ※所管関係、一定以上の契約関係、補助関係にある企業は受入れ不可。	空港関係会社等 ※空港関係や税務関係の部署への配置は避ける。	三大都市圏に所在する企業。受入れ自治体に制限※あり。 ※三大都市圏外の市町村または三大都市圏の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取組む市町村、人口減少率が高い市町村に限る。 ※派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に地域活性化起業人を従事させない。
受入れ民間企業人材の身分	民間企業に在籍出向。	府省等の任期付職員 (民間企業に在籍しながら出向。)	民間企業の職員のまま研修員として受入れ。	任期付職員 (民間企業に在籍しながら出向。)	企業派遣型か複業型かは協定による。
任期	2年～最長3年を想定。	3年以内。企業から申し出があり人事院が認める場合は交流受入れから5年以内。	3年以内(最大5年まで延長可能。)	3年以内	6か月～3年
給与等	民間企業から支給され、全額市が企業に負担金として支出。予算額1,000万円。	業務や経歴等を参考に交流先府省から支給。交流元企業からの補填は不可。	派遣元企業から直接支給。(出張等の費用は自治体負担)	自治体から支給。	派遣元負担か自治体負担かは協定による。自治体負担の場合、受入れに係る経費の負担金は560万円を上限とするが、国の特別交付税措置あり。

大阪万博関連予算の費用対効果は？

令和 6 年度生駒市一般会計予算 ②

令和 6 年度一般会計予算には令和 7 年に開催される大阪万博関連予算として「万博参加負担金」、「大阪万博首長連合負担金」等約 560 万円が含まれており、令和 7 年度にも約 670 万円の支出が見込まれています。

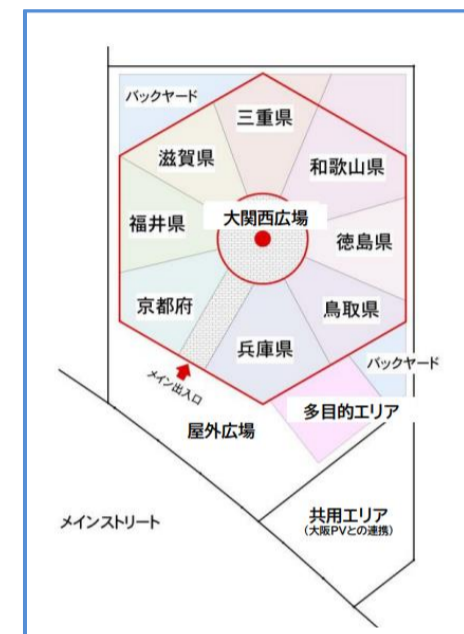
■生駒市負担の大阪万博関連予算 (単位: 千円)

	万博参加負担金	大阪万博首長連合負担金	合計
令和 6 年度	2,640	3,000	5,640
令和 7 年度	3,800	2,900 (奈良県市町村連携事業)	6,700
合計	6,440	5,900	12,340

「万博参加負担金」は複数の自治体で「お茶」をテーマとした展示を行うとのことですが、ウェブサイト情報によると原則として1週間単位の出展とされています。生駒市の茶釜のPRは積極的に行うべきですが、茶釜のブランディング事業として万博関連予算とは別に2カ年で1,100万円を計上しています。万博会場でのたった1週間の展示に2カ年で590万円かけてどれほどの効果があるのでしょうか。

また「大阪万博首長連合負担金」は、機運醸成事業及びパビリオン催事等事業検討に係る奈良県内市町村の応分の負担金とのことですが、関西広域連合の関西パビリオン出展基本計画や運営実施計画を見ても奈良県独自のスペースはありません。(右図をご参照ください。)参加する必要はあるのでしょうか。

■関西パビリオンの展示構成図



出典：関西広域連合ホームページ 関西パビリオン運営実施計画

徴税の公平性の確保は？

令和 6 年度生駒市一般会計予算 ③

督促手数料は公平に徴収されているか？

生駒市税条例第 12 条では納付期限を過ぎて納税される場合、督促手数料 50 円を徴収しなければならないとされていますが、期限を過ぎて最初に送られてきた納付書の QR コードを読み取って納付すると、督促手数料の納付を逃れられてしまいます。

生駒市では同条に「ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」とあり、また、督促状の納付にかかる郵送料もかかるため、上記のような場合でも督促手数料を請求していないとのことですが、この対応は税の公平性から問題ではないでしょうか。

督促手数料の徴収、やめませんか？

公平性の問題はあつものの、督促状の発送に係る郵送料や人件費を思えば、50 円の督促手数料は“割に合わない”という言い分もわからないではありません。コンビニ納付や QR コードを使った納付など納税環境の利便性は高まっており、いっそ督促手数料を廃止する条例改正を提案したところ、検討していく旨の答弁がありました。

限られた人的リソースの有効活用を

3 月定例会一般質問

市民ニーズが多様化する現在、社会課題の解決に向けて限られた職員のリソースをどう配分するかということに腐心しなければいけません。しかし、至る所で市の本質的ではない業務に職員の手が取られており、そのいくつかの問題について質問しました。

①「構いすぎ」は市民自治を損ねる

今、市は自治会など地域交流拠点で行うイベントに対して自治振興補助金とは別に補助金を出して「複合型コミュニティ」を形成しようとしています。しかし、本来、市民自治組織は自主自立的に地域課題に取り組むべきで、市民自治組織と対等の関係にある行政が主導するものではありませんし、職員のリソースを集中する場面でもないはず。

住民の多くは望んでいないのに一部自治会役員と市だけで強引に進めるのは自治の侵害だとの苦情も寄せられますが、行政が構いすぎると自治も育ちません。住民自治のあり方を市民も行政も一度原点に立ち返り見直す必要があります。

②市政顧問への説明資料作成の無駄

昨年 9 月に就任した市政顧問とのミーティングのため、各部の職員が部の仕事の説明用に夥しい量の資料を作成していることがわかりました。

具体的な諮問事項に対する助言を求めながら市は附属機関にはあたらないので条例設置の必要はないと言いつつ、そのような私法上の委任契約扱いに過ぎない市政顧問とのミーティングのために職員の膨大な時間が割かれていることは問題です。



ハラスメント防止条例は継続審査に

総務市民委員会



3 月議会に「生駒市ハラスメント防止条例」が市長から提出されました。

ハラスメント事案を調査する調査委員会は市長の附属機関として条例設置すべきなのに「指針」で対応してきたことに対して、これまで議会からも違法ではないかとの指摘がありましたが、今回、条例に位置付けることで違法性は回避できます。

しかし、市長が記者会見で提案理由を「厳しく対応する決意」と述べる割には、条例上、速やかに調査するけれども結論は先延ばしにしている内容になっています。条例制定にあたって職員への実態調査も行っておらず、あらゆるケースに対応できる条例となっているのかも不明です。

総務市民委員会では継続審査の動議が可決。最終本会議でも動議は可決し、引き続き委員会(令和 6 年度から「企画総務委員会」に名称変更)で審査されます。